相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県国東市国東町鶴川五二五番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町五丁目八番二三号若水荘　被相続人　亡　渡邉　裕三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

事務所東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市分梅町一丁目一四番地の九、最後の住所東京都府中市分梅町一丁目一四番地の九アドリーム分倍河原三一三

被相続人　亡　安達　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階りんどう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区山王町二丁目一六番地、最後の住所横浜市南区山王町二丁目一六番地ライオンズマンション吉野町第五　二〇四号

被相続人　亡　松村　清寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

横浜市中区太田町四丁目五五番地　横浜馬車道ビル七階

相続財産管理人　弁護士　池田　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市晴海町二四〇五番地、最後の住所神奈川県三浦市南下浦町菊名九七一番地二

被相続人　亡　下里　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

神奈川県横須賀市若松町三丁目五番地登坂ビル二階

相続財産管理人　弁護士　島　武広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市上小松町甲八六番地、最後の住所石川県金沢市長田一丁目五番四七号

被相続人　亡　片桐　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

石川県金沢市長田二丁目二四番三三号

相続財産管理人　向　貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市千田町へ一〇番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　南部外茂治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

事務所　金沢市兼六元町三番一四号　野田政仁法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本光　章浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市一宮町坪井六三六番地、最後の住所山梨県笛吹市一宮町坪井六三六番地一

被相続人　亡　髙野　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

山梨県甲府市相生一丁目一番五号甲府西川ビル二階あいおい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　成輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字小山二七〇番地、最後の住所長野県須坂市臥竜五丁目五番一〇号

被相続人　亡　坂田イケノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

事務所長野県須坂市大字須坂一三四四番地二野崎ビル二F

相続財産管理人　司法書士　新村　征之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市堀金三田二一六六番地、最後の住所長野県安曇野市堀金三田二一六五番地一

被相続人　亡　板花　悦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

事務所長野県松本市大手一丁目九番一五号

相続財産管理人　司法書士　曽根原秀典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区字吉小路五番地一九、最後の住所静岡県袋井市太田五五番地の五

被相続人　亡　阿部和一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

事務所浜松市浜北区小松三四一番地　司法書士浜北総合事務所

相続財産管理人　髙林　利次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区旗屋二丁目一一六番地、最後の住所名古屋市中川区春田二丁目三二番地春田荘三棟五〇三号

被相続人　亡　草野喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

名古屋市中区丸の内三―一五―三ＴＣＦ丸の内ビルセントラル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　春名　潤也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市水口町城東三七四〇番地、最後の住所滋賀県甲賀市水口町城東五番五三号

被相続人　亡　松下　藤男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月七日

滋賀県大津市粟津町四番九号ステーションプラザ二階石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富塚　浩之

第58期決算公告

平成28年2月24日

東京都品川区南大井6―13―10

株式会社第一テクノ

代表取締役　向井　善彦

貸借対照表の要旨

（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,256,834
	固定資産	3,944,258
	合計	18,201,092
負債及び純資産の部	流動負債	8,934,594
	株主資本	9,266,498
	資本金	99,000
	利益剰余金	9,211,826
	利益準備金	24,750
	その他利益剰余金	9,187,076
	（うち当期純損失）	(260,910)
	自己株式	△44,328
	合計	18,201,092